

# お知らせ

2020年4月30日  
東北電力株式会社  
東北電力ネットワーク株式会社

## 電気事業法第106条第3項の規定に基づく追加報告について

東北電力株式会社および東北電力ネットワーク株式会社は、関西電力株式会社（以下、「関西電力」）の役職員による金品受領等の事案に関連し、2020年4月6日、経済産業省より、関西電力と類似する事案の有無の調査・報告等を電力各社に求められたことから、4月17日に、関西電力と類似する事案は確認されなかった旨を経済産業省に報告しております。（2020年4月17日お知らせ済み）

本件の報告後、4月21日に、経済産業省より、電力会社全体として消費者をはじめとする関係者に対する説明責任を一層果たしていく観点から、追加的な報告を電力各社に求める「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」を受領していましたが、本日、あらためて関西電力と類似する事案は確認されなかった旨の報告内容を取りまとめ、別紙のとおり経済産業省に報告いたしました。

東北電力株式会社および東北電力ネットワーク株式会社といたしましては、公益事業者の一員として、お客さま目線を大切にされた適切かつ公正な事業活動を行うため、高いコンプライアンス意識の徹底に、引き続き取り組んでまいります。

以上

(別紙)

- 資料1 電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について（東北電力株式会社）
- 資料2 電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告について（東北電力ネットワーク株式会社）